

## 政治倫理審査会会議録

1. 日 時 平成29年4月25日（火）午前9時00分開会、午前10時12分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員

委員長	若 園 ひでこ	副委員長	加 藤 宏 明
委員	石 橋 直 季	委員	新 家 光 江
委員	加 藤 達 雄	委員	水 川 淳
委員	加 藤 啓 二	委員	箕 浦 克 巳

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者

な し

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	浅井 正美
議会事務局長補佐	磯村 理恵
議会事務局 行政専門員	近藤 憲人

7. 記録書記

磯村 理恵

8. 署名委員

石橋 直季  
新家 光江

9. 傍聴

いしいゆみ  
近藤 鑛治

門原 武志

午前 9時00分開議

○委員長（若園ひでこ君） 9時になりましたので、始めたいと思います。

この際、申し上げます。本日の審査会には議員3名の傍聴があります。

これより、4月21日に引き続き東郷町議会議員政治倫理審査会を開催します。

ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の審査会を開きます。

記録署名委員の指名をさせていただきます。記録署名委員については、前回と同じ石橋直季委員、新家光江委員、よろしく願いいたします。

ただいまより、次第に沿って案件の審査を行います。

本審査会に議長から審査を依頼された案件は、石橋直季議員を初め8名の議員の連署をもって提出された審査請求書であります。前回の審査会において、政治倫理審査条例施行規定第15条の規定に基づき、審査会は意見として5つの事項のうち口頭注意の措置を講ずることを賛成多数により決定いたしました。

政治倫理審査条例第7条第5項の規定に基づき、議長に対し通知する審査報告書について、前回の審査会において委員長及び副委員長に報告書の案の作成を一任いただきましたので作成いたしました。本日は、お手元に配付しました審査報告書（案）について内容を御確認いただきたいと思います。

その前に、お諮りいたします。

ここで、少し時間をとって報告書（案）の精読をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、9時10分まで精読をお願いいたします。

申し上げます。

平成29年4月11日のあたりで、11日の「日」が2つ重なっております。1つお削りください。そして、それに続きまして「審査の請求がありましたことにつきまし」で終わっておりますが、「て」を加えてください。そして、下の審査の対象となる議員指名の「指」を「氏」のほうに直していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[審査報告書（案）精読]

○委員長（若園ひでこ君） では、9時10分となりました。よろしいでしょうか。

検討と確認に入る前に、すみません、もう一度ちょっと訂正の部分申し上げます。

審査報告書（案）の2番目の審査結果のところですが、「東郷町議会議員政治倫理条例」と「第15条」の間に「施行規定」が抜けております。大変失礼をいたしました。

施行規定。第15条の前に施行規定をよろしく願いします。

それでは、審査報告書（案）に御意見のある委員はお願いいたします。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 本当に素朴な疑問でお尋ねします。

先日、1番から5番のどの処罰、処罰というのか措置にするかということを決めたことが1番の5名ということもわかっております——この前5名でしたよね、1番の。それで……

[「6名です」と呼ぶ者あり]

5名と1名じゃなかったか。

[「最終的には」と呼ぶ者あり]

最終……。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私は、最初は2番の文書にて嚴重注意を求めたんですけども、最終的に委員長が採決をとられて、そのときに私は賛同をしているので。口頭注意に賛同しております。

○委員（新家光江君） じゃ、6人ですか。

それで、この1番が口頭注意ですよ、それで2番が文書による嚴重注意ということですけども、この差はどのように違いますか。

笑われるような内容じゃないと思うんですけども、どうして聞くかといったら口頭注意というのは例えば今回みたいにこの報告書で一応文面になりますよね。と思うんですけども、新たに、この後文書で、例えば2番と決まったらこういうふうにとりかこうとかという文書が出るんですよ。それで、私は確認だけで聞いているだけですので、1番であったら口頭注意ですよ。口頭注意のときにどのようにするのかというのは、文面にしなくてどうしてやれるんですか。

[「委員長、よろしいですか、その前に、議事進行について」と呼ぶ者あり]

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 既に、今の質問に含まれる全般については先日の審査の中での議論に含まれる内容だと思っています。今の御質問というのは、そういった具体的な内容を当時判断をするときに、委員長に本来、確認をし、その中で慎重に御自身の判断をなすべきものであるにもかかわらず、今のお話を伺うとそういった差異がわからないまま可否に臨んでいるという、本来委員としては、私個人的な見解としてはあるまじき状況での採決に臨んでいることをみずから吐露したことになるというふうに受けとめておりますが、議事の進行上で言えばもう既にこのことについては審議、我々の議論、審議が終了している段階であるというふうに思っておりますので、そのことを踏まえて委員長には適切な議事運営、進行を求めたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 私も、今、水川淳委員が述べられた意見のとおりだと思います。このまま議事を進行したいと思います。これについて、御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、進行いたします。

御意見のある方はいらっしゃいますか。改めてお尋ねします。

[発言する者なし]

どなたも御意見ありませんので、それでは改めてお諮り……

[「委員長」と呼ぶ者あり]

石橋直季委員。

- 委員（石橋直季君） 内容に関しては賛同するんですけども、1点だけ軽微な変更になるかなとは思いますが、下から4行目、5行目に当たるんですけども、こちら政治倫理基準に規定すべき違反行為という書き方なんですけれども、ちょっと私の解釈だと政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に規定する政治倫理基準に違反する行為、政治倫理基準に規定されている違反行為、ちょっと言い回しの話になってきてしまうんですけども。

[「もう一回」と呼ぶ者あり]

政治倫理条例、政治倫理基準に違反行為というのは規定されていないと思ひまして、政治倫理基準はここに規定されているのでそれに違反した場合はという条例の書き方なので、あくまで条例に乗っかっているのは政治倫理基準であって違反行為は条例に規定されていないのではないかと。質問ですが、いかがでしょうか。

- 委員長（若園ひでこ君） 事務局にその対応を任せたいと思いますが。

[「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり]

- 委員長（若園ひでこ君） 事務局長。

- 議会事務局長（浅井正美君） 条例の第3条、今お話がありました政治倫理基準のところは、「議員は、公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」ということで、例えば1つ目が「町民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」、こういうような表現になっておりますので、今お話がありましたように、ちょっとどっちとも捉えづらい部分はあるんですけども、第1号、第2号、第3号、こちらのほうが、しないことに関する、しないことを決めておりますので、今この文面ですと第3条第1項第1号及び第3号に対する違反行為というほうがほしいかなとは思いますが。

- 委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

- 委員（石橋直季君） そのようにしていただけたらなと思います。第3条の第2項のほうを見ると、「議員は前項に規定する政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは」という記述もあるので、そちらのほうが伝わりやすいとか間違いはないのではないかなという意見です。

[「具体文案をちょっと示してください」と呼ぶ者あり]

具体的には、「上記2点は東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に規定する政治倫理基準に違反する行為であったことを賛成多数で認める結果となった」でいかがでしょうか。

[「政治倫理基準をカットして違反の前につけると」と呼ぶ者あり]

もう一度読み上げます。

上記2点は東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に規定する政治倫理基準に違反する行為であったことを賛成多数で認める結果となった。どうでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 何と言ったらいいのでしょうか。委員長としては、同じような表現かなとは思いますが、事務局長いかがでしょうか。

○議会事務局長（浅井正美君） 「する」でなくて「に」と変えればそれが同じになるし、「する」という言葉から始めればまた入れたほうがいいし。

[「その場合は委員の皆さんで決めていただくのがいいかな」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） そうですね。

すみません、今、石橋直季委員から出されましたある意味言い回しの部分の表現なんですけれども、それについて御意見。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） いや、いいです。

○委員長（若園ひでこ君） 特に、いいですか。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、石橋委員から具体的ないわゆる改定、修正についての御提案がありました。それから、多分これはあくまでも字句、表現の話というふうに、要するにこの今現在審査会の意見が大きく変更する性質のものでないというふうに私自身は受けとめているんですけれども、したがってこのいわゆる俗にいう言い回しについては非常に短期間の中でこの報告書を多分策定をされている経緯を鑑みると、事務局とそれから委員長のほうで精査をして、どちらが言うなれば文章表現上適した表現であるかということは精査の上どちらにさせていただいてもこの審査会の意見という項目に大きく変更が加わる内容ではないと思いますので、私はその変更を委員としてする、しないにかかわらず表現については委員長を、事務局との相談の上委員長一任とさせていただきます。と私は考えます。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 一任されたものがここに出てきておるんで、ここでやっぱり決めるべきで、再度一任というのは僕はなじまないと思うので、時間をかけてもいいのでここで案文を作成してください。

○委員長（若園ひでこ君） 委員長としても、私も今箕浦克巳委員から出た御意見のように思いますので、皆さんでこの場で決めていただきたいと思います。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 石橋委員のここに文章的に言うと及び第3号に規定するという言葉を入れているから政治倫理に違反するということばで結んでと思うけれども、第3条第1号及び第3号に違反行為があったというそれはこの規定するほうに入れるか入れんかによってはまたその前の言葉が政治倫理という言葉を使っている、に反するという、第3号に規定するというを入れるか入れないかであって、規定するなら今、政治倫理が違反という言葉を使うだけけれども、その上に政治倫理の第3号に違反、ちょっとそう軽いと何と前文のやつではないかなというのが一つあるんだけど、参考までにだけでも、入れてもいいんだけど、要点は今水川委員が言ったように、要はこの違反行為が何に対するという表現が丁寧なのかちょっとそこをと。入れれば、規定する政治倫理基準に違反する言葉というのは。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 今、加藤啓二委員からありました……

[「いや、いいです」と呼ぶ者あり]

はい。参考にさせていただきますして、先ほど述べさせていただいた案ではなく、「上記2点は東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に違反する行為であった」という書き方でもいいのかなと思いました。

○委員長（若園ひでこ君） では、このままでいいという。

○委員（石橋直季君） いや、違います。もう一度読み上げさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 「違反する」か。「規定する」ではなく「違反する」か。

[「規定というところを割愛するとそういう」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） ごめんなさい、もう一度。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 今、加藤啓二委員から規定するという文言を除いたらどうかという意見が出ましてそれを受けて、それと政治倫理基準という言葉を私は省いたほうが読みやすいのかなと思ったんですけども、読み上げます。

「東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に違反する行為であったことを」でよいのではないかなと。意見です。

○委員長（若園ひでこ君） そうすると、第3号に規定する違反行為というところを第3号に違反する行為であったということですか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） はい。私はそういう意見です。

○委員長（若園ひでこ君） その部分をということですね。はい。

今、石橋直季委員から、ずっと読んでいきまして、第3号にこの案によると規定……

[「ちょっとその前から……」と呼ぶ者あり]

「上記2点は東郷町議会議員政治倫理条例、政治倫理基準……

[「それはなし」と呼ぶ者あり]

それはなし、そこはなしですね。条例、政治倫理条例までですね。第3号。

[「3条」と呼ぶ者あり]

3条。ごめんなさい、初めからいきます。

「上記2点は東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第3号に違反する行為であったことを賛成多数で認める結果となった」というふうに石橋直季委員から改めて御提案がありました。これについて、御意見ありますか。

[発言する者なし]

特に。では、今石橋直季委員から今私が申し上げた文言に審査報告書の案を変えることに御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと。

[「異議なしだけれども、もう1個」と呼ぶ者あり]

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 今は、この部分だけの話で、全体の話でまだあるよということを申し上げたい。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 上から3行目のこれ、私は初めからこの括弧の中がこれ一番肝心なことですけれどもこれいわばという言葉をやっぱり入れないかなと思います。「いわばピンはねしているんです」と、「いわば」がね。被請求議員がおっしゃるのは、そこまで入れておいたほうがいいなということと、それからあと、この表現ですけれども、「誤った表現かつ不穏当な言辞」というこの言い方は、私は施設サービスがこのチラシに書いてある表現のほうが不適切で過激な表現、私はこちらの表現をそのまま使えばいいのではないかなと思うんですけれども、変えられた理由がちょっと。

[「その件について、委員長」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 審査会の意見としての話としては、これ一番最後に、この文の最後に抵触すると認定したということで、我々の審査の内容についての記載だというふうに思っておりますので、少なくともいわゆる施設サービスさんが出されている文面等合致している必要はないと思っております。むしろ、合致をしているということは変な言い方ですけれども、どちらかに偏った我々審査をしているというふうに捉えられかねませんので、まだ少なくともこの審査会の席上においてそういった表現で議論を



している経緯は私の記憶の中ではなかったというふうに思っておりますので、あくまでも議事録をひもといた中で、あるいはこの議事の内容をひもといた中で、委員長と事務局のほうで出された表現だというふうに認識をしておりますので、この委員長が表現をされている内容で私は妥当なんじゃないのかなというのは、ちょっとそれを精査することが我々としては時間的にあったわけではないものですから、そこはもう逆にいうと委ねるしかないのかなという判断しておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに、加藤達雄委員の御提案、御意見に御意見はございませんか。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私も、今水川委員が言われたとおりそのままではないかなというふうに思いまして、不穏当という言葉がデジタル大辞泉で見ますと「差しさわりがあって適当でないこと、穏やかでないこと、またそのさま」というのがあり、不適切という意味も含まれているのではないかなと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私も、今の部分はもう少し、今日の言葉に変えなさいということはすぐには思いつかないんですけれども、ちょっとこの表現は余り賛成できません。それから、一番最後に「関係者にお詫びすべきである」というところですが、お詫びすべきというよりも速やかに訂正、もしこれはこの文面を直すならお詫びではなくて関係者に丁寧に説明すべきであるということではないですか。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員、今いろいろ御意見出したり、お聞きしている中で、こうしたらいいという提案、案をこちらのほうから、委員長、副委員長のほうから提出させていただいています。それについて、皆さんの御意見、アドバイスなどをお尋ねしておるんですけれども、その折には皆さんからかわりのきちんとしたものを出していただいているので、「お詫びすべきである」というところを「丁寧に説明すべき」と、例えば具体的に言うていただけたほうが速やかに私たちも判断ができると思いますので、その点、今2つ何か言われたと思うんですが、いかがでしょうか、これについて。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 「誤った表現かつ不穏当な言辞」というところですか、そのところも「議員として不適切な文言を用いた言葉」とかそれぐらいのレベルの話ではないですか。最後のところは、「お詫びすべきである」ではなくて「丁寧に御説明すべきことである」と、そのように変えたらどうかと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 「丁寧に御説明をすべきである」ですか。

○委員（新家光江君） はい。

○委員長（若園ひでこ君） そうすると、新家光江委員は2つで、「井俣憲治議員は」か

ら始まるどころ、3行目から「しているのですと」、次のところですね、「誤った表現かつ不穏当な言辞を用いた言葉」の部分で「しているのですと議員として不適切な言葉を用いたことは」ということに、それで後、政治倫理基準にとつなげたいということですか。

いいですね、今の言葉だと。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） でも、私、今この文章に関してのその厳しさのレベルのことをそういう言葉でお願いしたい思いを言いましたけれども、後でこの報告書に対して採決があるんですよ。

○委員長（若園ひでこ君） はい。

○委員（新家光江君） あるときには、私はそもそも一番最初からのスタートから反対している立場上、この報告書に対しては私は賛同しないので、今言葉を入れて賛同したことにとられるのはやめてください。

○委員長（若園ひでこ君） はい。新家光江委員。賛同していないことに対する審査報告書の案に、仮にも案にでもここの部分はこれのほうがいいとかそういう御意見を申されること自体私はおかしいと思うんですけれども、これについてはどのように思われるのでしょうか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） これも、結果が定かではないことを私が想定して物を言っているから間違いかもしれないんですけれども、賛同している人の数がもともと7人で、賛同していらっしゃる方がいらっしゃるの、その場合にこの文書が多分採決されると思います、多分ですね。そのときに、文言が少しでもこの厳しい文言ではないほうがいいと思ったから言っただけで、もし私が後で、賛成しない人間、今そういう気持ちがあるなら入れるべきではないとおっしゃるのなら、今の私の言葉は全部訂正というか……。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 議事進行について。

今、入り口が少し食い違いになっているような気がします。今、審査報告書（案）について、要するに先ほど冒頭に申し上げたように前回までの審査結果を踏まえて次のプロセスとして審査報告書については案文を委員長から提出をいただく、それを今、内容について審査をしている最終段階に入っていると思っているんですけれども、つまり審査報告書は、議長に上げなければならない。条例上の話で、それを今触れている。ただ、その入り口に立っていないという今、御発言、宣言をされています。どうしてもこの審査についてはその部分が非常にすっきりと整理ができていない感があるものですから、私個人的には今、休憩を求めたいと思います。このことについては、

もうちょっと生々しく申し上げますけれども議事録に残さない部分できっちり整理をした上で議事に臨みたいと思います。

と同時に、もしそれがこの委員会の中で不適切であるということであれば、このことについてはしっかり議事録に残す意味で自由討議の機会を求めたいと思います。それは、今申し上げたようにちょっと整理すると、審査報告書（案）についての今審査に入っていますが、そうでない時間を委員長に求めたいというふうに思っています。

だから、非常に進行上、大変いわゆるちぐはぐなお願いをしているかと思いますがけれども、どうしてもその部分については私が初日の一番最初に申し上げて以来、そのことが一貫してここで共有されていないということを非常に残念に思っていますし、そのことについてはきっちり最終的に整理をした上でこの審査のきょうが多分閉会、最終日になると思いますのでその部分に臨みたいと思っておりますので、何とぞ御配慮いただければと思います。

○委員長（若園ひでこ君） では、お諮りいたします。

ここで暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、暫時休憩いたします。

再開は委員長の招集によって再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前 9時35分休憩

---

午前10時08分再開

○委員長（若園ひでこ君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

審査報告書（案）について、御意見をいろいろ伺ってきました。その中で、石橋委員、加藤達雄委員、それから新家委員から御提案がございました。それについて、新家委員が提案された文言の言い回しについて取り入れるべきと思われる方、挙手願います。

[賛成者挙手]

どなたもいらっしゃいませんので、新家光江委員が御提案された言い回しについてはとらないということにさせていただきます。

それに引き続き、石橋委員、加藤達雄委員からの御提案について取り入れをさせていただきました。皆さんが御賛同のもとに。よろしいでしょうか。

その訂正した部分、案でございますが、まだ案の段階ではございますが皆様のお手元のほうにお配りをさせていただきます。

ざっとちょっと御精読をよろしく願いします。

[審査報告書（案）精読]

○委員長（若園ひでこ君） よろしいですか。

これで、提案の部分を直された文章になっているかと思うんですが、ただ1つ、加藤達雄委員の部分で「ピンはねをしているのです」のところで「いわば」をつけたほうがいいという御提案がありました。

[「その件について」と呼ぶ者あり]

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） その件について、後についた修飾語というのか、「表現かつ不穏当な言辞」という言葉につなげていくなれば、我々が一番問題視しているピンはねの前に「いわば」というのを付けると言葉の表現、後の修飾を考えると不適當だということとこのままでいいということ。

○委員長（若園ひでこ君） では、加藤達雄委員より「ピンはねをしているのです」の前の「いわば」という言葉を先ほどはつけたほうがよいのではないかという御提案がありましたけれども、これについては御本人から「いわば」という言葉をつけるということを取り下げるという御意見が出ました。これについて、御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、一通り確認が終わりましたので、お諮りをいたします。

審査報告書（案）のとおり議長に報告することとして御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議ありと言ったほうがいいですよ」と呼ぶ者あり]

[「大きな声で異議ありと言ってください」と呼ぶ者あり]

[「異議なしならいいです」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

[「ちょっとごめんなさい。やっぱり異議あり」と呼ぶ者あり]

[「採決終了しています」と呼ぶ者あり]

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

以上、審査報告書（案）について終わりたいと思います。

そのほか、何かございますか。以上でよろしいですか。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

[「委員長、今の文面にも少し、もし訂正があったら」と呼ぶ者あり]

読み直すか。

[「語句訂正については委員長に一任で」と呼ぶ者あり]

今訂正した部分については、委員長のほうに任せていただいて、きちっとしたものを皆様にお届けいたします。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で本日の審査会を閉会いたします。

本日は、長時間お疲れさまでございました。

午前10時12分閉会